

# 久留米市分別収集計画

## (第8期計画)

平成28年6月

# 久留米市分別収集計画

## 目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み (法第8条第2項第4号)	3
9	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
10	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	4
11	他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	5

# 久留米市分別収集計画

## (第8期計画)

### 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要であり、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを通じて、循環型社会を目指し、ごみ減量・リサイクルの取り組みを更に推進する必要がある。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することにより、焼却処分量及び最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

### 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を基本とした循環型社会づくり
- ・市民、事業者、行政が一体となった取り組みによる環境負荷の軽減
- ・安全で適正に処理する基本理念の追求

### 3 計画期間

本市の分別収集計画の第8期計画期間は、平成29年4月を始期とする5か年間とし、平成31年度に見直す。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ缶、スチール缶、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、紙パック、段ボール、その他紙製容器包装、PETボトル、その他のプラスチック製容器包装、白色トレイを対象とする。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年 度	29	30	31	32	33
容器包装廃棄物	14,607 t	14,476 t	14,346 t	14,216 t	14,089 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、地域住民によるごみ集積所の適正な維持・管理及び排出指導体制の確立等を図り、分別の徹底と排出源における減量を推進する。

事業名	事業内容
ごみ減量・リサイクルモデル事業所認定制度	ごみ減量・リサイクルに関する取り組みが非常に優れ、他の事業所の模範となる事業所を認定しPRすることで、取り組みが進んでいない事業所への動機づけをする。
くるめエコパートナー事業	地球温暖化防止のため、マイバッグ、マイはしなどのエコ活動を実践していただく「くるめエコパートナー事業」を実施し、身近なところからの省エネルギー・省資源・ごみ減量の意識啓発を図る。
資源回収支援制度	資源回収活動を実施する団体に対して、奨励金の交付や表彰を行うことにより資源物の回収を促進し、ごみ減量効果を維持・向上させるとともに、市民の資源回収活動に対する積極的な参加と協力の意識の高揚を図る。
啓発活動の充実	環境教育の一環として、小学校4年生用の副読本を作成配布するとともに、リサイクルニュース、環境問題特集号・生ごみダイエットハンドブック・「3R」ハンドブック・その他パンフレットやチラシ等により広く市民にごみ減量や分別・リサイクルに関する情報を提供する。また、宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザを活用した施設見学会、環境学習会を開催し、久留米市のごみ事情の周知と市民へのごみ減量・リサイクル意識の啓発を図る。
3R推進事業の開催	毎月実施している宝の市（家庭で不用になった家具・自転車等を無償で引き取り、希望者に低額で販売する）とともに、フリーマーケットや生ごみ堆肥化教室等の3R推進イベントを定期的で開催し、リデュース・リユースを中心とした2R+Rの意識の普及・啓発に努める。
有料指定袋制度	分別の徹底と負担の公平を求め、ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、家庭系の有料指定袋制度を実施する。
小型家電回収（レアメタルリサイクル）事業	資源物としての分別収集、市内の公共施設13ヶ所での小型家電専用ボックスでの回収、燃やせないごみからのピックアップ回収分と併せた小型家電の回収を実施する。
廃棄物減量等推進員（分別推進員）制度	ごみの排出やごみ集積所の管理等に関する地域住民への周知・指導パトロールを実施する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

No.	分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
1	主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	缶類						
2	主として <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">無色のガラス製の容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製の容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">その他のガラス製の容器</td> </tr> </table> ガラス製の容器包装	—	無色のガラス製の容器	—	茶色のガラス製の容器	—	その他のガラス製の容器	無色のガラス 茶色のガラス その他ガラス
—	無色のガラス製の容器							
—	茶色のガラス製の容器							
—	その他のガラス製の容器							
3	主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの	紙パック						
4	主として段ボール製の容器包装	段ボール						
5	主として紙製の容器であって上記以外のもの	その他の紙製容器包装						
6	主としてPET製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	PETボトル						
7	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装						

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

（単位：t／年）

区 分	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
スチール缶	360	357	353	350	347
アルミ缶	90	89	88	88	87
無色ガラス （うち独自処理量）	747 （30）	741 （30）	734 （29）	727 （29）	721 （29）
茶色ガラス （うち独自処理量）	573 （6）	568 （6）	562 （6）	557 （6）	552 （6）
その他ガラス （うち独自処理量）	431 （14）	428 （14）	424 （14）	420 （14）	416 （14）
紙パック	9	9	9	9	9
段ボール	607	602	596	591	585
その他紙製容器包装	3	3	3	3	3
PETボトル	425	425	425	425	425
その他プラスチック 製容器包装 （うち独自処理）	1,010 (0)	1,010 (0)	1,010 (0)	1,010 (0)	1,010 (0)
うち白色トレイ	0	0	0	0	0
合 計	4,255	4,232	4,204	4,180	4,155
	(50)	(50)	(49)	(49)	(49)

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分		収集・運搬段階	選別・保管等 段階
缶	アルミ	缶類		市による定期収集	市
	スチール				
びん	無色ガラス	無色ガラス	びん類	市による定期収集	市
	茶色ガラス	茶色ガラス			
	その他ガラス	その他ガラス			
紙	紙パック	紙パック		スーパー店頭回収	民間業者
	段ボール	紙類		市による定期収集	民間業者・市
	その他 紙製容器包装	その他紙		集団回収	民間業者
プラスチック	PETボトル	PETボトル		市による定期収集	市
	その他プラスチック 製容器包装	プラスチック類		市による定期収集	市
	白色トレイ	白色トレイ		スーパー店頭回収	民間業者

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

分別収集する容 器包装廃棄物の 種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
アルミ	缶類	専用容器	平ボディ(田主丸・北野) パッカー(旧久留米・城島・三 潁)	選別・圧縮・保管
スチール				
無色ガラス	無色ガラス	専用容器	平ボディ(田主丸・北野) パッカー(城島・三潁) 多室型分別収集車(旧久留米)	選別・保管
茶色ガラス	茶色ガラス			
その他ガラス	その他ガラス			
紙パック	紙パック	ひもでしぼる	平ボディ	圧縮・保管 古紙問屋
段ボール	紙類			
その他紙	その他紙	ひもでしぼる	平ボディ	圧縮・保管
PETボトル	PETボトル	専用容器	平ボディ(田主丸・北野) パッカー(旧久留米・城島・三 潁)	選別・圧縮・保管
その他プラ	プラスチック類	専用容器	平ボディ(田主丸・北野)	選別・圧縮・保管
		袋	パッカー(旧久留米・城島・三 潁)	

#### 11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（第8条第2項第7号）

- 本法に定められる分別基準に適合するためには、排出者による容器の洗浄及び分別の徹底が必要であることから、住民協力体制の確立を図るため廃棄物減量等推進員を中心に分別排出の徹底とごみ集積所の管理・清掃等自主管理を強化していく。
- 集団回収の促進のため、奨励金の交付・優良団体の表彰等を引き続き実施していく。